

第3号議案

初任給調整手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

初任給調整手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

初任給調整手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

職員に初任給調整手当を支給するため提案する。

初任給調整手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年蒲郡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(蒲郡市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 給与条例第4条から第6条まで、 <u>第9条から第12条</u> まで、第14条の2及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 (略)	(蒲郡市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 給与条例第4条から第6条まで、 <u>第9条、第10条、第12条</u> 、第14条の2及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 (略)

(蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年蒲郡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(派遣職員の給与) 第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和	(派遣職員の給与) 第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和

27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第9条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は単純労務職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び期末手当を支給することができる。

27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第9条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は単純労務職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び期末手当を支給することができる。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の給与に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、 <u>管理職手当</u> 、 <u>初任給調整手当</u> 、	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。

2・3 (略)

(初任給調整手当)

第11条 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第14条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）

手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。

2・3 (略)

第11条 削除

を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日まで
の間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額、市長が規則で定めるところによ
り基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規
定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要が
あると認められるものとして市長が規則で定めるものには、
規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給
調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関
し必要な事項は、市長が規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当
たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月
額並びに初任給調整手当及び市長が規則で定める手当の月額
の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定
する1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから市長が
規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当
たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月
額並びに市長が規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗
じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの
勤務時間に5.2を乗じたものから市長が規則で定める時間を
減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、<u>給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)</u></p> <p><u>第7条の2 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第3項」とあるのは「蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第10号）第5条第2項」と、「第6条第1項、第2項、第4項及び第5項」とあるのは「同条例第6条」と、「第14条」と</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第7条 (略)</p>

あるのは「同条例第8条において準用する第14条」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条において準用する給与条例第16条、第11条において準用する給与条例第17条及び第12条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 (略)

第18条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の1円未満の端

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条において準用する給与条例第16条、第11条において準用する給与条例第17条及び第12条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 (略)

数を生じたときはこれを1円に切り上げた額（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第11条第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額

(3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

（勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額（第18条の2の規定による報酬額の加算がある場

（勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額及び規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計

<p>合は、<u>当該加算後の額</u>）及び規則で定める手当に相当する報酬の月額合計額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額（<u>第18条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額</u>）及び規則で定める手当に相当する報酬の日額合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額（<u>第18条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額</u>）及び規則で定める手当に相当する報酬の時間額合計額</p> <p>2 (略)</p>	<p>額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額及び規則で定める手当に相当する報酬の日額合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額及び規則で定める手当に相当する報酬の時間額合計額</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年蒲郡市条例第38号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第5条 削除

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年蒲郡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p><u>第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 (略)</p>

2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 (略)</p>

第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

（蒲郡市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第8条 蒲郡市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年蒲郡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
本則 略 附 則 （蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	本則 略 附 則 （蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第13条 （略）	第13条 （略）

2・3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、蒲郡市職員の給与に関する条例第16条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、蒲郡市職員の給与に関する条例第11条第1項及び第20条第3項の規定を適用する。

6 蒲郡市職員の給与に関する条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

2・3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の蒲郡市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第16条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

8 蒲郡市職員の給与に関する条例附則第6項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

8 新給与条例附則第6項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。